

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 6 月 28 日（金）第2918号の 5



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 単純な労務に雇用される職員の給与の特例に関する規則（※）（人事課取扱い） 1
 ○知事等の給与の特例に関する条例施行規則（※）（人事課取扱い） 2
 ○離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）（税務課取扱い） 2
 ○鹿児島県会計規則の一部を改正する規則（※）（会計課取扱い） 3

公 安 委 員 会 規 則

- 単純な労務に雇用される職員の給与の特例に関する規則（※）（警務課取扱い） 3
 ○交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則（※）（地域課取扱い） 3

公 安 委 員 会 告 示

- 風俗営業制限地域の指定の一部改正（※）（生活環境課取扱い） 4

県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程

- 鹿児島県立病院事業職員の給与の特例に関する規程（※）（県立病院課取扱い） 4

規 則

単純な労務に雇用される職員の給与の特例に関する規則をここに公布する。

平成25年 6 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第48号

単純な労務に雇用される職員の給与の特例に関する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和32年鹿児島県規則第77号。以下「規則」という。）の適用を受ける職員の平成25年 7 月 1 日から平成26年 3 月 31 日までの間における給料月額，規則第 2 条及び第 3 条の規定にかかわらず，これらの規定により定める額（以下「基礎額」という。）から，基礎額に100分の 6（規則第 5 条第 2 項の規定により期末手当基礎額の算定において加算を受けるべき職員以外の職員にあっては，100分の 4）を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし，手当の額，給料の調整額及び勤務 1 時間当たりの給与額（規則第 5 条の規定によりその例によることとされる一般職員に適用される鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）第14条の規定を適用する場合における勤務 1 時間当たりの給与額を除く。）の算出の基礎となる給料月額は，基礎額とする。

附 則

- この規則は，平成25年 7 月 1 日から施行する。
- この規則は，平成26年 3 月 31 日限り，その効力を失う。
- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鹿児島県規則第62号）附則第 3 項の規定による給料を支給される職員に関するこの規則の規定の適用については，この規則中「これらの規定により定める額」とあるのは「これらの規定により定める額と単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成

18年鹿児島県規則第62号）附則第 3 項の規定による給料の額（以下「経過措置額」という。）との合計額」と、「基礎額と」とあるのは「基礎額（退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、基礎額から経過措置額を除いた額）と」とする。

知事等の給与の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年 6 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第49号

知事等の給与の特例に関する条例施行規則

1 知事等の給与の特例に関する条例（平成25年鹿児島県条例第51号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 号の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 職員の給料の特別調整額に関する規則（昭和35年鹿児島県規則第90号）別表第 1 から別表第 3 までに掲げる職を占める職員
- (2) 管理職手当の支給に関する規則（昭和34年鹿児島県教育委員会規則第 3 号）別表第 1 に掲げる職を占める学校職員
- (3) 鹿児島県地方警察職員の給料の特別調整額に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第 7 号）別表第 1 及び別表第 2 に掲げる職を占める職員
- (4) 鹿児島県工業用水道部職員の給与に関する規程（昭和45年鹿児島県企業管理規程第 7 号）第 3 条に掲げる職を占める職員

2 条例第 7 条第 1 号の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 職員の給料の特別調整額に関する規則別表第 1 から別表第 2 までに掲げる職を占める職員
- (2) 鹿児島県地方警察職員の給料の特別調整額に関する規則別表第 1 に掲げる職を占める職員

附 則

- 1 この規則は、平成25年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、平成26年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 6 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第50号

離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則（平成 5 年鹿児島県規則第50号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式（その 1）中「製造の事業、ソフトウェア業用」を「旅館業、畜産業、水産業及び薪炭製造業を除く事業用」に、「事業所名」を「事業所の名称」に改め、「確定申告書」の次に「及び法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16」を加え、「又は収支内訳書」を削り、同様式（その 2）中「確定申告書」の次に「及び法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16」を加え、「又は収支内訳書」を削り、同様式（その 3）中

「申請者 住 所
氏 名
を 「申請者 住 所
氏 名」 に、「（添付書類）」を 「事業の名称
事業を行う場所
（添付書類）」
申請に係る事業の名称
及びこれを行う場所」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 6 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第51号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1 収支かいの表末吉高等学校の項の次に次のように加える。

曾於高等学校	出納員	事務長
--------	-----	-----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

単純な労務に雇用される職員の給与の特例に関する規則をここに公布する。

平成25年 6 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

鹿児島県公安委員会規則第12号

単純な労務に雇用される職員の給与の特例に関する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和32年鹿児島県公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）の適用を受ける職員の平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における給料月額を、規則第2条及び第2条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定める額（以下「基礎額」という。）から、基礎額に100分の6（規則第3条第2項の規定により期末手当基礎額の算定において加算を受けるべき職員以外の職員にあっては、100分の4）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び勤務1時間当たりの給与額（規則第3条の規定によりその例によることとされる給与条例第1条の職員に適用される鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）第13条によりその例によることとされる県職員に適用される鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）第14条の規定を適用する場合における勤務1時間当たりの給与額を除く。）の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

附 則

- 1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鹿児島県公安委員会規則第13号）附則第3項の規定による給料を支給される職員に関するこの規則の規定の適用については、この規則中「これらの規定により定める額」とあるのは「これらの規定により定める額と単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鹿児島県公安委員会規則第13号）附則第3項の規定による給料の額（以下「経過措置額」という。）との合計額」と、「基礎額と」とあるのは「基礎額（退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、基礎額から経過措置額を除いた額）と」とする。

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 6 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

鹿児島県公安委員会規則第13号

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表鹿児島西警察署の部田上交番の項中「，広木一丁目，広木二丁目」を「，広木一丁目～三丁目」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第68号

平成11年3月16日鹿児島県公安委員会告示第10号（風俗営業制限地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年6月28日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

表鹿児島西警察署の項中「田上七丁目」の次に「，広木三丁目」を加える。

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業職員の給与の特例に関する規程を次のように定める。

平成25年6月28日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第5号

鹿児島県立病院事業職員の給与の特例に関する規程

（職員の給料月額の特例）

第1条 鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員の平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における給料月額は，給与規程第3条の規定にかかわらず，同条の規定により定める額（以下「基礎額」という。）から，基礎額に，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし，手当の額，給料の調整額及び勤務1時間当たりの給与額（鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年鹿児島県条例第32号）第23条の規定を適用する場合における勤務1時間当たりの給与額を除く。）の算出の基礎となる給料月額は，基礎額とする。

- (1) 給与規程第7条の規定により給料の特別調整額（以下「管理職手当」という。）が支給される職員 100分の10
- (2) 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 100分の6
- (3) 期末手当基礎額の算定において加算を受けるべき職員以外の職員 100分の4

（管理職手当の月額の特例）

第2条 管理職手当が支給される職員の特例期間における管理職手当の月額は，給与規程第7条の規定にかかわらず，同条の規定により定める額から，その額に，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし，他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は，同条の規定により定める額とする。

- (1) 給与規程別表第7アからウまでの表に掲げる職を占める職員 100分の15
- (2) 給与規程別表第7エの表に掲げる職を占める職員 100分の10

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は，平成25年7月1日から施行する。

（この規程の失効）

- 2 この規程は，平成26年3月31日限り，その効力を失う。

（第1条の特例）

- 3 鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第7号）

附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員に関する第1条の規定の適用については、同条中「この規定により定める額」とあるのは「この規定により定める額と鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第7号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額（以下「経過措置額」という。）との合計額」と、「基礎額と」とあるのは「基礎額（退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、基礎額から経過措置額を除いた額）と」とする。